

松山大学学位規則

昭和 47 年 4 月 1 日制定
改正 昭和 49 年 4 月 1 日
昭和 53 年 4 月 26 日
昭和 54 年 4 月 1 日
昭和 56 年 4 月 1 日
平成元年 4 月 1 日
平成 4 年 4 月 1 日
平成 8 年 4 月 1 日
平成 13 年 4 月 1 日
平成 15 年 4 月 1 日
2006(平成 18)年 4 月 1 日
2007(平成 19)年 4 月 1 日
2014(平成 26)年 2 月 18 日
2015(平成 27)年 3 月 24 日
2017(平成 29)年 12 月 21 日

(目 的)

第 1 条 この規則は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）、松山大学学則及び松山大学大学院学則に基づき、松山大学が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学 位)

第 2 条 本大学において授与する学位は、次のとおりとする。

(1) 学士の学位

学部	学科	学位
経済学部	経済学科	学士（経済学）
経営学部	経営学科	学士（経営学）
人文学部	英語英米文学科	学士（英語英米文学）
	社会学科	学士（社会学）
法学部	法学科	学士（法学）
薬学部	医療薬学科	学士（薬学）

(2) 修士の学位

研究科	専攻	学位
経済学研究科	経済学専攻	修士（経済学）
経営学研究科	経営学専攻	修士（経営学）
言語コミュニケーション研究科	英語コミュニケーション専攻	修士（英語コミュニケーション）
社会学研究科	社会学専攻	修士（社会学）

(3) 博士の学位

研究科	専攻	学位
経済学研究科	経済学専攻	博士（経済学）
経営学研究科	経営学専攻	博士（経営学）
社会学研究科	社会学専攻	博士（社会学）
医療薬学研究科	医療薬学専攻	博士（薬学）

2 学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

(学士の学位授与要件)

第2条の2 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与要件)

第3条 修士の学位は、本大学院修士課程に2か年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、研究科の定める一定の要件を満たす場合には、1年以上2年未満の期間で修士課程を修了することができる。

(修士論文の提出)

第4条 修士論文を提出しようとする者は、論文の題目を定め6月末日（前学期修了予定者は12月末日）までに指導教員を経て研究科長に届け出なければならない。

2 修士論文は、1月10日正午（前学期修了予定者は7月10日正午）までに指導教員を通じて、研究科委員会に提出するものとする。

3 修士論文は、4部提出しなければならない。なお、参考資料として他の論文等を添付することができる。ただし、提出した修士論文及び参考論文等は返還しない。

(修士論文の審査及び最終試験)

第5条 修士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会の定めにより専攻分野及び関連分野の担当専任教員のうちから主査1名及び副査2名を各審査委員としこれを行う。ただし、修士論文の審査及び最終試験においては、前条第2項により提出された修士論文の指導教員を主査とすることはできない。

2 第1項の副査には他の大学院又は研究所等の教員等を含めることができる。

3 修士論文の審査は、論文提出締切日以降50日以内に、これを行う。

4 最終試験は、修士論文を中心とし、これに関連ある授業科目について行う。

5 審査委員が、論文審査の結果その内容が学位を授与するに適當でないと認めたときは、最終試験を行わない。

(修士論文の審査結果の報告)

第6条 審査委員及び試験委員は、論文審査及び最終試験の終了後すみやかに、論文の内容の要旨、審査の要旨、最終試験の結果の要旨及びその成績を、研究科委員会に文書をもって報告しなければならない。

(修士の学位授与の審議)

第7条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審査の上、修士の学位を授与すべきか否かを

投票により議決する。

- 2 前項の議決をするには、その構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 学位を授与できるものとする議決には、出席構成員の3分の2以上の同意がなければならない。

(博士の学位授与要件)

第8条 博士の学位は、本大学院に5年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、優れた研究業績を上げた者については、研究科の定めにより、修士課程の在学期間を含み3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 医療薬学研究科においては本大学院に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、優れた研究業績を上げた者については、研究科の定めにより、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 博士の学位は、前二項にかかわらず、本大学院の課程を修了しない者であっても、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ前項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力確認」という。)された者にも授与する。

(博士の学位授与の申請)

第9条 前条第1項により博士論文を提出しようとする者は、4月末日までに研究科長に博士論文の題目及び論文構成を提出しなければならない。

また、前条第2項により博士論文を提出しようとする者は、10月末日までに研究科長に博士論文の題目を提出しなければならない。

- 2 博士論文を提出しようとする者は、9月10日正午までに論文審査願とともに、博士論文、論文目録、論文要旨(4,000字程度)を研究科委員会を経て学長まで提出するものとする。ただし、医療薬学研究科においては、11月末日正午までとし、論文要旨を1,000字程度とする。

- 3 博士論文は、4部を提出しなければならない。なお、参考資料として他の論文等を添付することができる。ただし、提出した博士論文及び参考論文等は、返還しない。

- 4 前条第3項により博士の学位授与を申請しようとする者は、第2項に定められた書類の他に所定の学位申請書、履歴書及び別表による審査手数料を添え、研究科委員会を経て学長に申請するものとする。申請時期は、3月下旬又は9月下旬とする。

ただし、医療薬学研究科においては、5月下旬又は11月下旬とする。

- 5 本大学院に5年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、博士論文に関する修了要件をみたさないで退学した者が、再入学せず博士論文を提出しようとするときは、前項の規定によるものとする。

また、医療薬学研究科においては本大学院に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、博士論文に関する修了要件をみたさないで退学した者が、再入学せず博士論文を提出しようとするときは、前項の規定によるものとする。

6 前項の退学者が再入学せず、退学したときから7年以内に博士論文を提出する場合に限り審査手数料を免除する。

(博士論文の審査の付託)

第10条 学長は、博士論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(博士論文の審査及び最終試験)

第11条 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会が博士課程演習担当教員のうちから定める主査1名及び研究科委員会が定める関係授業科目担当専任教員2名を含む副査2名以上からなる審査委員がこれを行う。

ただし、医療薬学研究科においては、博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会が研究指導教員のうちから定める主査1名及び研究科委員会が定める関係授業科目担当専任教員2名以上の副査からなる審査委員がこれを行う。

2 前項の博士論文の審査及び最終試験においては、第9条第2項により提出された博士論文の研究指導教員を主査とすることはできない。

3 第1項の副査には他の大学院又は研究所等の教員等を含めることができる。

4 第8条第3項の学力確認は、第1項に規定する審査委員が筆答又は口答によって行う。この場合外国語については原則として2種類を課するものとする。ただし、研究科委員会が学位申請者の業績、経歴等により、学力確認を行い得ると認めるときは、試験の全部又は一部を省略することができる。

5 第9条第5項に規定する退学者が退学したときから7年以内に博士論文を提出したときは、前項の学力確認を免除することができる。

(審査の期間)

第12条 第8条第1項及び第2項による博士論文の審査及び最終試験は、2月末日までに終了しなければならない。第8条第3項による場合は、申請後1年以内に終了しなければならない。

(博士論文の審査結果の報告)

第13条 審査委員は、論文審査及び最終試験又は学力確認の終了後すみやかに、論文の内容の要旨、審査の要旨及び最終試験又は学力確認の結果を、研究科委員会に文書をもって報告しなければならない。

(博士の学位授与の判定)

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議のうえ、博士の学位を授与すべきか否かを投票により議決する。

2 前項の議決をする研究科委員会は、その構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位を授与できるものとする議決には、出席構成員の3分の2以上の同意がなければならない。

(学長への報告)

第15条 研究科長は、遅滞なく第7条及び前条の議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 16 条 学長は、前条の報告に基づいて、学位を授与し、学位記を交付する。

2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士論文の公表)

第 17 条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第 18 条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与を受けた日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位の授与を受ける前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科委員会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(博士の学位授与報告書)

第 19 条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 か月以内に、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 12 条に定める事項を記載した書類を、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取消)

第 20 条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき、又不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議決に基づいて、学位を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会において、前項の議決をするときは、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、かつ、出席構成員の 4 分の 3 以上の投票による賛成がなければならない。

(学位記の再交付)

第 21 条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を具し、所定の手数料を添えて学長に願い出なければならない。

(学位記の様式)

第 22 条 学位記の様式は、別記の通りとする。

2 本規則第 3 条に基づいて授与される学位記は、様式 1 によるものとする。

3 本規則第 8 条第 1 項及び第 2 項に基づいて授与される学位記は、様式 2 又は様式 3 によるものとする。

4 本規則第 8 条第 3 項に基づいて授与される学位記は、様式 4 によるものとする。

5 本規則第 9 条第 5 項に規定する退学者が、本規則第 8 条第 3 項、第 11 条第 5 項に基づいて授与される学位記は、様式 4 によるものとする。

(規則の改廃)

第 23 条 この規則の改廃は、関係する学部教授会又は研究科委員会及び教学会議の議を経て、学長が行う。

附 則

本規則は、昭和 47 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 1 日）

本規則は、昭和 49 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 26 日）

本規則は、昭和 53 年 4 月 1 日からこれを施行し、昭和 53 年 4 月 1 日からこれを適用する。

附 則（昭和 54 年 4 月 1 日）

本規則は、昭和 54 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（昭和 56 年 4 月 1 日）

本規則は、昭和 56 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日）

本規則は、平成元年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日）

本規則は、平成 4 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日）

本規則は、平成 8 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日）

本規則は、平成 13 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日）

本規則は、平成 15 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2006（平成 18）年 4 月 1 日）

本規則は、平成 18 年 4 月 1 日からこれを施行し、平成 18 年度在籍者からこれを適用する。

附 則（2007（平成 19）年 4 月 1 日）

本規則は、2007（平成 19）年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則（2014（平成 26）年 2 月 18 日）

本規則は、2014（平成 26）年 4 月 1 日からこれを施行し、2013（平成 25）年度在籍者からこれを適用する。

附 則（2015（平成 27）年 3 月 24 日）

本規則は、2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2017（平成 29）年 12 月 21 日）

本規則は、2018（平成 30）年 4 月 1 日から施行し、2018（平成 30）年度在学生にも適用する。

別記様式1

第 号	学位 記		本籍	氏 名	年 月 日 生		本学大学院	学 研究科	学
							専攻の修士課程において所定の 単位を修得し学位論文の審査お よび最終試験に合格したので修 士（学）の学位を授与する	年	月
							松山大学長		

様式2

甲第 号	学位 記		本籍	氏 名	年 月 日 生		本学大学院	学 研究科	学 専
							攻の博士後期課程において所定の 単位を修得し学位論文の審査お よび最終試験に合格したので博士 （学）の学位を授与する	年	月
							松山大学長		

様式3

甲第 号		学位記
	本籍	
	氏名	
	年 月 日生	
	本学大学院 学研究科 学専攻の博士課程に おいて所定の単位を修得し学位論文の審査および最 終試験に合格したので博士（学）の学位を授与す る	
	年 月 日	
	松山大学長	
		

様式4

乙第 号	学位記
	本籍
	氏名
	年 月 日生
	大学印
	本大学に学位論文を提出し所定の 審査および試験に合格したので博 士（学）の学位を授与する
	年 月 日
	松山大学長
	

別表 学位論文審査料

区分	審査料
本学大学院博士後期課程に3年以上，医療薬学研究科においては博士課程に4年以上在学し，所定の単位を修得して退学した者で退学後7年以内の者	免除
本学大学院博士後期課程に3年以上，医療薬学研究科においては博士課程に4年以上在学し，所定の単位を修得して退学した者で退学後7年を超える者	100,000円
上記以外の者	200,000円